第23回キラリンピック兼特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」派遣 選手選考会開催要綱

1 目的

障害のある人が、本大会に参加することで、スポーツの楽しさを体験するとともに、 県民の障害に対する理解を深め、もって、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催(予定)

山口県、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

3 主管(予定)

山口県障害者スポーツ大会運営委員会、一般財団法人山口陸上競技協会、 一般財団法人山口県水泳連盟、山口県アーチェリー協会、山口県卓球協会、 山口県障害者卓球協会、山口県障害者フライングディスク協会、 山口県ボウリング連盟、山口県障害者ボウリング協会、山口県ボッチャ協会、 山口県障がい者スポーツ指導者協議会

4 後援(予定)

山口県教育委員会、山口市、山口県市長会、山口県町村会、 社会福祉法人山口県社会福祉協議会、一般社団法人山口県身体障害者団体連合会、 山口県障害福祉サービス協議会、一般財団法人山口県手をつなぐ育成会、 一般財団法人山口県知的障害者福祉協会、山口県精神保健福祉会連合会、 公益財団法人山口県体育協会、一般社団法人山口県医師会、公益財団法人中部財団、 日本赤十字社山口県支部、一般財団法人山口県施設管理財団、 山口県特別支援教育研究連盟、山口県特別支援学校長会(順不同)

5 日時・会場(予定)

(1)キラリンピック及び派遣選手選考会

競技名	日時	場所		
アーチェリー	令和5年5月7日(日)	維新百年記念公園 弓道場		
	受付 9:00、競技 10:00			
ボッチャ	令和5年5月7日(日)	山口県身体障害者福祉センター		
	受付 9:00、競技 10:00			
陸上競技	令和5年5月14日(日)	維新みらいふスタジアム		
	受付 8:30、競技 10:30	本利のりいのヘクンテム		
フライングディスク	令和5年5月21日(日)	山口きらら博記念公園		
	受付 8:45、競技 10:10	やまぐち富士商ドーム		
水泳	令和5年6月3日(土)	山口きらら博記念公園 水泳プール		
	受付 10:00、競技 11:30	(25m プール)		

(2)派遣選手選考会のみ

競技名	日時	場所		
卓球	令和5年5月28日(日)	維新大晃アリーナレクチャールーム		
	受付 9:00、競技 10:00			
サウント、テーフ、ルテニス	令和5年5月28日(日)	山口県身体障害者福祉センター		
	受付 9:00、競技 10:00	山口が分体障害有価性ピング		
ボウリング	令和5年5月28日(日)	ボウリング王国スポルト小郡店		
	受付 10:00、競技 10:45	かりりつう 土国へかルト小和店		

- ※ 雨天の場合も実施する。
- ※ 荒天の場合、大会の全てを中止とすることがある。
- ※ 荒天時の実施決定は、当日の午前5時に行う。
- ※ 中止等の連絡は、大会事務局から各市町に連絡をし、各参加者等へは各市町担当者から連絡を行う ものとする。
- ※ 受付時間は、競技開始の15分前までとする。(陸上競技を除く。)

6 参加資格

次のすべての条件を満たす者とする。

(1) 令和5年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者で、 山口県内に現住所を有する者、又は山口県内の施設や学校等に入所若しくは通所・通 学している者(平成22年4月1日以前に生まれた者)

なお、<u>陸上競技の50mチャレンジ及び水泳の25mチャレンジについては、6歳</u>以上の者(平成29年4月1日以前に生まれた者)も参加可能とする。

(2) 身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者

知的障害者は、療育手帳の交付を受けた者、又はその取得の対象に準ずる障害 (※) のある者

精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、又はその取得の対象に 準ずる障害 ^(※) のある者

※「その取得の対象に準ずる障害」について

次の内容確認をもって各障害者手帳の「その取得の対象に準ずる障害」の証明とする。

- ア 療育手帳 (愛の手帳、みどりの手帳等) の取得の対象に準ずる障害を認める書類
 - a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
 - b 医師の診断書
 - c 在籍(在学、通所、入所)又は卒業(退所)先の所属長による証明書
- イ 精神障害者保健福祉手帳の取得の対象に準ずる障害を認める書類
 - a 自立支援医療(精神通院)受給者証の写し。なお大会申し込み日と大会日程が受給有効期間内あるいは受給更新予定期間内であること。
 - b なお、手帳の交付を受けている者で、手帳の更新・紛失等により写しを添付できない者は精神保健福祉センター所長の精神障害者保健福祉手帳交付済に関する証明書をもって手帳の交付を受けている者とみなす。
 - (注) 手帳の交付を受けている者は手帳による手続きを優先すること (2-(2)b も 含む)。その際には大会申込み日と大会日程が手帳の有効期間内あるいは更新 予定期間内であること。また手帳の交付を受けていない自立支援医療受給中の 者は、2-(2)a による手続きを取ること。

(3) 競技に支障のある疾患を有しない者

7 競技規則

適用する規則は、2023年に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則((公財)日本パラスポーツ協会制定(以下「大会競技規則」という。))及び別に定める競技別実施要領による。

8 障害区分及び競技種目並びに参加者数

- (1) 各競技の障害区分は、大会競技規則「障害区分表」のとおりとする。
- (2) 各競技の競技種目及び参加条件等については、キラリンピックは、【別表1】「キラリンピック競技種目表」、派遣選手選考会は、大会競技規則「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。
- (3) 参加選手数は、大会運営に支障のない範囲で主催者が決定する。

9 競技日程

競技日程は別に定める。

10 参加申込及び申込上の注意

(1)参加申込

申込方法等は、次のとおりとする。

区分	提出書類	申込先	申込期限
一般申込	○ 各競技専用の参加 申込書	各市町	令和5年3月20日(月)
特別支援学校等の新入 生、特別支援学校等を卒 業し4月から施設等の 利用を開始した者	→ 年齢及び障害区分を証明するもの(手帳の写し等)	<u>语 </u>	令和5年4月13日(木) 【必着】

[※] 申込書のとりまとめは、市町単位で行うこととする。

(2) 申込上の注意

- ア 派遣選手選考会への出場は、開催競技のうちいずれか1つとする。陸上、フライングディスク、水泳に係る出場種目については、原則2種目の出場とする。(選考に当たっては、2種目出場者を優先する。)
- イ キラリンピックへの出場は、競技日程の異なる複数の競技に出場可能とする。 ※派遣選手選考会に出場した者も出場可能とする。
- ウ キラリンピックの出場種目は、各開催日において同一競技内で2種目以内とする。 (リレー種目は種目数に含まない)
- エ <u>派遣選手選考会に申込みをする者は、年齢及び障害区分を証明するもの(手帳の</u> 写し等)を添付すること。
- オ <u>申込先は、原則、住所地の市町とする。</u>ただし、学校、スポーツクラブ等の団体で一括して申し込む場合は、団体の住所地である市町に申込みをすることができる。 その場合は、本人の了解を得る等、申込みが重複することがないよう留意すること。

カ 参加申込に当たっては、障害区分や参加可能な競技種目、参加条件等を確認の上、 申し込むこと。

なお、令和5年度の大会競技規則が未公表のため、令和4年度の大会競技規則により確認されたい。おって、大会競技規則に変更があれば、別途協議する。

11 派遣選手の選考

- (1) 本要綱別紙『特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」山口県選手団選考方針』に基づき、本大会における記録等を踏まえ選考する。
- (2) 選考対象は、<u>派遣選手選考会出場選手のみ</u>であるため、申込時に間違いのないよう 十分注意すること。

12 出場にあたっての健康管理・新型コロナウイルス感染症対策

(1)選手・介助者は各競技会1週間前から検温を行い、後日配布する体調管理チェック表に記入し、指定の場所に提出すること。当日の体温が37.5度以上の者、体調が悪そうな者、咳・鼻水等の症状が見られる者等については、状況により出場を許可しない。

※提出書類・場所については、後日、参加選手にお知らせします。

- (2)選手・介助者は、大会当日は指定の場所で検温及び消毒を行うこと。
- (3) 競技中やウォーミングアップ中を除いてマスクを着用すること。なお、他人との距離が2m以上離れている場合や息苦しい場合については、適宜、マスクを外しても良い。
- (4) 観客席を封鎖する場合がある。なお、観客席を開放する競技場であっても観客席では他者との距離を十分にとり、飛沫感染予防のため声援をしないこと。
- (5)選手・介助者は選考会後であっても新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、 主催者(山口県障害者スポーツ大会運営委員会事務局)にも連絡すること。
- (6) 競技出場前には、十分なウォーミングアップを行い、自己の責任において参加する こと。
- (7) 競技前後及び競技中に健康状態が悪くなった場合は、速やかに救護所に申し出て適切な処置を受けること。
- (8) 慢性疾患等で、競技参加による病状悪化を招く恐れがある時は、出場を見合わせること。
- (9) 各市町においては、選手団に保健師等を配置するなど、所要の措置を講じ、競技者のメディカルチェックを十分に行うこと。

※感染症防止対策については、今後見直しを行う可能性がある。

13 その他

- (1) 参加する者は、必ず運動のできる服装、靴で参加し、タオル、飲食物等の必要なものは各自で用意すること。
- (2) 主催者において傷害保険に一括加入し、競技中の事故については応急処置までを行うが、その責任は負わない。安全については、自己の責任において十分留意すること。
- (3)参加申込書の記載事項については、出場資格の確認、競技編成及び大会プログラム

作成等に使用し、本大会の目的以外には使用しない。

- (4) ルール等詳細は、各市町障害福祉担当課、又は大会事務局へ問い合わせること。
- (5) 大会当日は、会場内に新聞社等の報道関係者や大会関係者が撮影を行うことがあり、 この場合、個人の写真・映像が、新聞・テレビ等に出るほか、大会のポスター等に使 用されることがあるが、参加申込を行った者は、この点について了解したものとみな す。
- (6) この要綱に定めるもののほか、大会運営に必要な事項は、大会会長が別途定める。

14 大会事務局

(1) 事務局:山口県障害者スポーツ大会運営委員会事務局

(2) 住 所 等: 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県健康福祉部障害者支援課内

TEL: 083-933-2765 FAX: 083-933-2779

MAIL: a14100@pref.yamaguchi.lg.jp